

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度 第 2 回 山形市成年後見推進協議会		
開催日時	令和 8 年 2 月 1 7 日 (火) 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0		
開催場所	山形市男女共同参画センター 視聴覚室		
主 催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課		
出 席 者	【委員】 東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授 豊田 正利 山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 石垣 肇之 成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康 山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭 (代理：運営委員 鈴木 孝) 山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎 山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長 後藤 和樹 山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 山本 元 山形県知的障がい者福祉協会 (向陽園地域生活支援センター心音) 會田 雄 山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (地域包括支援センター敬寿会) 武田 信広 山形市障がい者自立支援協議会 (相談支援事業所まんさく) 阿部 遼華 やまがた市民後見サポートセンター 副理事長 栗田 俊彦 山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 川井 幸樹 (代理：主査 田島 幸) 【オブザーバー】 山形家庭裁判所 訟廷管理官 有我 信敬 【事務局】 (山形市福祉推進部) 山形市福祉推進部長 平吹 史成 福祉推進部次長 (兼) 長寿支援課長 阿部 伸也 長寿支援課 課長補佐 加藤 慶子 長寿支援課 課長補佐 (兼) ようご支援係長 進藤 義悦 長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 渋間 仁敬 長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 佐藤 明日香 障がい福祉課長 清野 開 (欠席) 障がい福祉課 課長補佐 齋藤 俊邦 障がい福祉課 障がい福祉第二係長 太田 陽子 障がい福祉課 障がい福祉第二係 主任精神保健福祉士 奥山 紗央里		

	障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事 (山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター) 山形市社会福祉協議会 常務理事 事務局長 事務局次長 成年後見センター長（兼）相談支援課長 相談支援課 権利ようご係長 相談支援課 権利ようご係 主査 相談支援課 権利ようご係 主任	山口 大地 高瀬 謙治 佐藤 貴司 漆山 弘幸 鈴木 裕美 児玉 和行 神谷 晃司 木内 優子
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0 人	
傍聴した記者数	0 人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 渋間 仁敬	

1 開会

2 会長挨拶

国の介護保険事業計画が令和8年度に最終年度を迎えるため、様々な見直しの作業が進められている。山形市の高齢者保健福祉計画、その中に位置付けられている成年後見制度の利用促進計画等について、同様に国の動向を見据え、今後見直しや令和9年度以降に向けた計画の策定という段階に入るため、令和8年度は非常に重要な時期になる。委員の皆様から様々なご意見をいただきたい。

※ これより「次第3 報告」及び「次第4 協議」の議長を豊田会長が務める。

3 報告

(1) 令和7年度における山形市の利用促進の取組状況について

○事務局より、資料1に沿って報告。

質問：委員

出前講座と研修派遣依頼が年々増加傾向にある。これは皆さんの後見に関する関心が高まって依頼が多いのか、積極的に周知の機会を増やしているのか。

⇒**回答：**事務局

市民の方の後見制度への関心の高まりとともに、後見センターの周知広報がさまざまな機関に周知されてきていると感じている。

質問：委員

相談の内容で金銭と将来に対する不安という相談が一番多い。これは後見を利用する前段階の相談だと思うが、具体的にどのような内容の相談が多いか教えていただきたい。

⇒**回答：**事務局

身寄りがおらず、歳を重ねていくに連れて、将来自分に何かあったときの不安を感じているというも

のや、漠然と病気や認知症になった時にどうしたらいいか不安と相談に来る方が多い。

金銭面に関しては、これまで自分でお金の管理ができていたが、入院や施設入所となり、これまでと同じようにできなくなるのが心配という相談が増えているように感じる。

質問：会長

事務局からの報告の中で、市民後見人養成研修の年齢制限の違いについての報告があった。

山形市はおおむね 68 歳を上限、県は上限を定めていないが、行政書士会の立場として年齢制限の違いについて考えることはあるか。

⇒**回答**：委員

行政書士会の中でも、後見活動をしている会員は高齢化してきており、年齢を理由に辞める方も増えている。他県では行政書士が市民後見人として受任している者もあり、その方々も比較的若い方々が多い。昨年度も数名、体力面を理由に業務をやめており、本人が気力体力の部分で不安を覚えることが、年齢が上がるとともに増えていることは事実と考える。

(2) 各団体・機関の活動状況について

○各委員より資料 2 に沿って報告。

委員：

山形県行政書士会の会員で構成している「(公社) コスモス成年後見サポートセンター山形県支部」(事業年度は 8 月から翌年 7 月末まで) は、毎年 9 月に総会を開催して、新年度の事業計画を決定し、一般市民向けの成年後見相談等を県内各地で開催している。

コスモスでは独自の研修制度があり、後見業務の質の向上を図っている。

委員：

活動状況としては、患者さんについての成年後見に関する申立の相談や診断書の作成などが当院の取組みになる。その中で、一つ事例の提供と共有、また問題提起をさせていただきたい。

事務局からの報告にもあったように最近市長申立が増えてきている中で、当院入院中の患者で市長申立に至ったケースがあった。

その方は親族がいるが、万が一の時以外は一切協力願えないような状況であった。入院している本人は、認知症に加え、以前からの精神障害もあった。ADL の低下もあり、お金の引き落としや支払い、金銭管理に課題があった。現金の管理となると、本人の枕元の床灯台しかなく、それは防犯上も問題があるし、病院側も不安が大きい。また通帳の管理に関しては、本人と契約の上、病院管理で対応をしていたが、預金が多額ということもあり、病棟では管理ができずに病院の金庫に入れて管理しなければいけないという状況であった。

本人は能力的に後見レベルと診断が出たため、成年後見センターや長寿支援課から協力をいただいて、申立てまで至っている。

特に精神病、精神障害で入院している方は長い方で 10 年以上どころか 20 年 30 年と入院している方もいて、最初のご両親がいても亡くなったり、段々と兄弟も疎遠になり、いつの間にか身寄りがない方になる。今後そういう方がどのように財産管理していけばいいのかという問題は、当院に限らずどの精神科病院でも課題になると考える。

そのような問題もあるため、この場で情報提供とあわせて、問題提起というような形でご報告させて

いただいた。

委員：

12月に新庄市での会議で講師となり「終活のススメ」とのタイトルでエンディングノートや深刻な状態になる前に今のうちからやれることなど啓蒙的な内容で、成年後見制度についても紹介している。

会場からの質問では、空き家をどうしたら良いかなど、どこも同じような問題を抱えていると感じた。今後も各地でこのような啓蒙を行っていききたい。

委員：

市民後見人養成研修について、1月14日に養成研修を修了した。修了人数は22名で、山形市在住者4名と書いてあるが、山形市で活動希望する方は5名である。

オブザーバー：

昨年の11月に家事関係機関との連絡協議会を開催した。成年後見制度をめぐる各関係機関との連携のあり方をテーマとし、県内のすべての自治体の担当者等をWebで繋ぎ、他に三士会の方などにもご出席いただいて会議を開催した。

その中で、山形県から県内の体制整備の状況や自治体への支援方針などについてご説明いただいた。また、山形市から、山形市における報酬助成制度の概要、運用の実際ということで報告をいただき、県内の他の自治体にも参考にさせていただきたいという内容であった。

報酬助成制度に関しては、本人が住所を市外に転居したときに各自治体の取り扱いが異なると、問題が生じるためできる限り統一化を図ったほうが望ましいという内容に対して、三士会の方などから意見をいただいたという経緯であった。その他最上地域で広域連携に向けた取り組みも検討しているという発表をいただいた。

委員：

包括支援センターでも身寄りのない方のケースを対応することがある。これからも増えていくと思われるため、医療機関や包括だけではなく、各機関で顔の見える関係を作りながら、ネットワークで解決できるものは解決していきたい。

委員：

去年の11月に任期満了により民生委員が山形市全体で501名、欠員もあるため実際には480名前後のうちの約3割以上が改選により新しい民生委員が着任している。すでに活動し二、三ヶ月になるが、新任の民生委員に対しての研修会についても、これまで2回程実施しており、今後も研修会は予定されている。

実際に新任者を対象にした研修の中でも、介護や医療など関心はさまざまであり、相談件数も違うが、成年後見制度に関する関心度は少ないと感じている。民生委員も広く浅く知識を得るために、研修やチラシの配布だけではなく、出前講座などを設けて新任者に対しても知識や関心を持ってもらうことで周

知徹底を図ってもらいたい。

4 協議

(1) 令和7年度の山形市の利用促進の取り組みについて

○事務局より、資料3 に沿って報告。

質問：会長

事務局からの報告の中で、町内会への周知ということがあったが、委員の方より考えや助言があれば出していただきたい。

意見：委員

町内会との関係性というところに関して、町内会や地域にどうアプローチしていけばいいかというのは非常に難しい問題であり、どのようにしたら町内会や地域に広げていけるのかご教示いただきたい。

意見：委員

包括支援センターでは、町内会の会長、民生委員、福祉協力委員の3者で3者懇談会というのを地区の中で実施している。そこにお招きいただいて、地域の実情を伺ったり、包括支援センターから情報提供などを行っている。3者懇談会は既存の枠組みであるため、活用できるのではないかな。

質問：会長

SNSを活用した周知と話がもあったが、委員の方より意見はあるか。

意見：委員

山形市公式LINEの話があったが、公式LINEを使っているとクマの情報が来るという印象があり、使っている人が多いと感じる。使えるかどうかの問題もあるが、非常に有効と考える。

意見：委員

山形市の宣伝などをSNSで流しているが、その中に成年後見等に関する情報などは入っていない。

山形市の宣伝などが流れているような形でテロップのように流していけば、目に入ってくるのではないかな。ただ、成年後見に関する概要を知らないと流しても内容が伝わらないため、周知は注意してやっていく必要がある。

もう一点、任意後見は人と人との契約行為であり、公証人役場での手続きが必要になる。賃料などの金銭的課題も発生してくる。先日は任意後見人と後見人の間で賃上げを要求されるという事例があった。

意見：委員

相談の種類でもあったように、相談に来る方が身寄りのない方々が多い。どのような形で後見制度を使う前に必要な人にアプローチしていくかという部分だが、山形は全国でも3世帯家族が多い地域であることから、家族で助け合ってる世帯は後見という問題にはならないと考える。相談に来る方はひとり暮らしで身寄りのない方で、ただ身寄りのない方の中でも、ある程度財産がある方や、身寄りが少しでもいるとなれば親族後見の選択肢もある。本当に身寄りもなければいずれ後見となってくるし、任意後見が必要か、後見対象になりそうな方かなどのターゲットを決めていけば、民生委員も身近に接する中で、具体的に対応しやすいのではないかと思います。

意見：委員

任意後見だがある程度本人の意思を反映させたシステムである。似たようなものとして民事信託という制度もあるため、どのような制度が適切かということは、弁護士会の相談などを利用していただきたい。高齢者、障害者支援センター等の電話相談では支援者の相談を受け付けており、30分無料で相談ができる。どのようなシステムが的確なのかということも含めて弁護士会に相談いただきたい。

また、親族申立案件で問題になるのは、全く報酬を確保できないような案件である。破産申立などが必要であるため弁護士会で受任しているが、報酬も出ず、実費がかかる場合もある。そういった親族申立て案件の報酬をどう整理するかというのは課題であると感じている。

⇒**回答**：事務局

親族申立案件の報酬助成については、5年前から市長申立に限らず、親族申立案件も報酬助成の対象にしている。5年前に始めたことでリーフレットを作成して周知をしているが、まだ課題があると実感した。

今後も制度の周知方法について検討していく。

(2) 「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」について

○事務局より、資料4に沿って報告。

意見：委員

実際に活用ができていないが、今後ケースを検討する上で非常に活用したいと感じている。

また障害相談の立場としては、日常的に費用の対応等、本人の不利益にならないよう、日常的なアセスメントや情報把握が必要だと考える。

適切なタイミングで情報提供していくことが必要かと考えるので、チェックリストも活用しながら、努めて参りたい。

意見：委員

22ページのもしもシートについては、権利擁護部会で平成30年に作成をしたものである。こちらについては山形市で配布している高齢者保健福祉のしおりの方にもQRコードを掲載しており、誰でも見れるため、適時活用していただきたい。

普段の業務の中で、自分は身寄りがないという話を聞いたり、息子がいるけど連絡を取っていないという場合がある。関係性も構築し、タイミングを図りながらもしもシートを一緒に考えませんかを持ち

かけて、本人にも気づいてもらうシートとして活用している。

質問：会長

成年後見制度をめぐる今後の見直しについては国の動向を見据えていく必要がある。

最後に山形家庭裁判所訟廷管理官より国の動向で可能な範囲での情報提供や今後の利用促進に向けたまとめの話をいただきたい。

⇒回答：オブザーバー

国の基本計画の今後の方針については裁判所にも情報は入っていない。話に上がったように法制審議会で成年後見制度の見直し案、要綱が提出されたことは承知しており、内容としては後見・保佐・補助が補助に一本化されるという話であったり、今までは終わらない後見と言われていたのが終わる後見に変わることや、任意後見制度と法定後見制度の併用が可能になるなどの話も、要綱案に盛り込まれていたと理解している。

実際に法律が成立しておらず、施行の時期がいつになるかもこれから決まることになるが、現状の制度を前提に考えていくことになる。裁判所としても非常に関心は高いところであり、裁判所は選んだ後見人の後見監督をしており、不正が生じていないかどうかを監督する立場である。本人が亡くなるまで続くが、制度が変わると裁判所の関わり合いも変わっていくと考える。

本日協議いただいた山形市の取り組みに関して、チェックリストについては非常に好意的で前向きな議論を拝見させていただいた。

今後も引き続き基本計画に沿った権利擁護支援が進んでいく意見交換がされていくものと思われました。

（３）その他

○事務局より、次期委員改選について説明。

５ 閉会